

## 令和3年第4回定例会

# 三沢市議会会議録

### 第1号(令和3年11月29日)

#### ◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(本定例会に提出された事件)

第4 議案第66号 令和3年度三沢市一般会計補正予算(第4号)

第5 議案第67号 令和3年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

第6 議案第68号 令和3年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算(第1号)

第7 議案第69号 令和3年度三沢市介護保険特別会計補正予算(第1号)

第8 議案第70号 令和3年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第9 議案第71号 令和3年度三沢市水道事業会計補正予算(第1号)

第10 議案第72号 令和3年度三沢市下水道事業会計補正予算(第1号)

第11 議案第73号 令和3年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算(第1号)

第12 議案第74号 三沢市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第75号 三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第76号 職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第77号 三沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第78号 三沢市農業集落排水処理施設条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第79号 (仮称)浜三沢地区コミュニティ集会施設等整備事業建築工事請負契約の締結について

第18 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について(塩釜地区コミュニティ集会施設)

第19 提案理由の説明

#### ◎本日の会議に付した事件

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(本定例会に提出された事件)

第4 議案第66号 令和3年度三沢市一般会計補正予算(第4号)

第5 議案第67号 令和3年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

第6 議案第68号 令和3年度三沢市食肉処理センター特別会計補正予算(第1号)

第7 議案第69号 令和3年度三沢市介護

保険特別会計補正予算（第1号）

第8 議案第70号 令和3年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第9 議案第71号 令和3年度三沢市水道事業会計補正予算（第1号）

第10 議案第72号 令和3年度三沢市下水道事業会計補正予算（第1号）

第11 議案第73号 令和3年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第1号）

第12 議案第74号 三沢市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第75号 三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第76号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第77号 三沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第78号 三沢市農業集落排水処理施設条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第79号 （仮称）浜三沢地区コミュニティ集会施設等整備事業建築工事請負契約の締結について

第18 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（塩釜地区コミュニティ集会施設）

---

第19 提案理由の説明

---

◎出席議員（18名）

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| 議長  | 1番  | 小比類巻 雅彦 君 |
| 副議長 | 12番 | 瀬 崎 雅 弘 君 |
|     | 2番  | 久保田 隆 二 君 |

|     |             |
|-----|-------------|
| 3番  | 船 見 昌 功 君   |
| 4番  | 小比類巻 孝幸 君   |
| 5番  | 田 嶋 孝 安 君   |
| 6番  | 遠 藤 泰 子 君   |
| 7番  | 下 山 光 義 君   |
| 8番  | 佐々木 卓 也 君   |
| 9番  | 奥 本 菜 保 巳 君 |
| 10番 | 澤 口 正 義 君   |
| 11番 | 加 澤 明 君     |
| 13番 | 西 村 盛 男 君   |
| 14番 | 春 日 洋 子 君   |
| 15番 | 堀 光 雄 君     |
| 16番 | 馬 場 騎 一 君   |
| 17番 | 堤 喜一郎 君     |
| 18番 | 森 三 郎 君     |

---

◎欠席議員（0名）

---

◎説明のため出席した者（15名）

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 市 長                    | 小檜山 吉 紀 君 |
| 副 市 長                  | 米 田 光一郎 君 |
| 政 策 部 長                | 佐々木 亮 君   |
| 総 務 部 長                | 山 崎 徹 君   |
| 財 務 部 長                | 村 井 拓 司 君 |
| 市民生活部長                 | 工 藤 雅 則 君 |
| 福 祉 部 長                | 篠 田 浩 一 君 |
| 経 済 部 長                | 吉 村 聖 育 君 |
| 建 設 部 長                | 松 橋 一 典 君 |
| 上下水道部長                 | 高 橋 徳 孝 君 |
| 総 務 部 参 事<br>兼 秘 書 課 長 | 大 塚 勤 光 君 |
| 三沢病院事務局長               | 田 辺 正 英 君 |
| 消 防 長                  | 斗 米 義 一 君 |
| 教 育 長                  | 山 内 康 之 君 |
| 教 育 部 長                | 立 崎 裕 輔 君 |

---

◎職務のため出席した職員

|         |             |
|---------|-------------|
| 事 務 局 長 | 蹴 揚 光 昭 君   |
| 庶 務 係 長 | 織 笠 信 吾 君   |
| 主 査     | 白 銀 壮 太 郎 君 |

---

◎会議録署名議員

4番 小比類卷 孝幸 君  
16番 馬 場 騎 一 君

午前10時00分 開会

---

## ◎開会

○議長（小比類巻雅彦君） おはようございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、去る11月18日告示招集されました令和3年三沢市議会第4回定例会を開会します。

---

○議長（小比類巻雅彦君） 会議に入る前に、教育長に就任されました山内康之氏より、特に発言の申出がありますので、この際、発言を許します。

教育長。

○教育長（山内康之君） 議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る10月8日、令和3年三沢市議会第2回臨時会におきまして、市議会議員の皆様の御同意を賜り、そして同日、小檜山市長より教育長を拝命いたしました山内康之であります。

この場をお借りしまして、任命をいただきました市長並びに御同意を賜りました市議会議員の皆様に、衷心より感謝申し上げます。

もとより浅学非才かつ微力ではございますが、市議会議員の皆様方のお力添えを賜りながら、生まれ育ったこの三沢市において、9月に急逝された富田敦前教育長が精魂を込めてつくり上げた教育振興基本計画の「教育は人づくり、人の中で人になる」の理念を具現化し、時代の変化に対応した教育を一層充実したものとするよう、誠心誠意職務を全うする所存であります。

どうか、今後とも格段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

---

○議長（小比類巻雅彦君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号をもって進めます。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、小比類巻孝幸議員、馬場騎一議員の両氏を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第2 会期の決定を行います。

お諮りします。

今定例会の会期は、会期日程表案のとおり、本日から12月10日までの12日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月10日までの12日間と決定しました。

---

## ◎日程第3 諸報告

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第3 諸報告は、印刷してお手元に配付したとおりです。御了承願います。

---

## ◎日程第4 議案第66号から

### 日程第18 議案第80号まで

○議長（小比類巻雅彦君） 次に、日程第4議案第66号令和3年度三沢市一般会計補正予算（第4号）から日程第18 議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（塩釜地区コミュニティ集会施設）までの全議案を一括上程します。

---

## ◎日程第19 提案理由の説明

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第19 提案理由の説明を願います。

市長。

○市長（小檜山吉紀君） おはようございま

す。

本日ここに、令和3年三沢市議会第4回定期例会の開会に当たり、上程されました議案の主なるものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考にしていただきたいと存じます。

はじめに、議案第66号令和3年度三沢市一般会計補正予算（第4号）の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業に係る予算措置のほか、米価下落に対する農業者への支援及び障害者福祉サービス費に要する経費など、緊要な一般行政経費の補正であります。

この結果、補正総額は、歳入歳出ともに4億3,210万円の増額補正で、既定額との累計では253億6,870万円となつたところであります。

それでは、歳出の主なるものについて御説明いたします。

総務費の駐留軍等再編対策事業基金費につきましては、コミュニティバス運行事業の財源として、再編関連訓練移転等交付金を基金に積み立てるものであり、8,000万円を計上いたしました。

同じく総務費の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費につきましては、子ども医療費給付事業の財源として、特定防衛施設周辺整備調整交付金を基金に積み立てる経費など、総額で1億4,995万8,000円を計上いたしました。

民生費の障害者福祉サービス費につきましては、サービス利用の増加などにより、総額で1億2,920万6,000円を増額いたしました。

同じく民生費の児童福祉総務費につきましては、感染リスクが高い環境の中、社会を支える基盤として、保育サービス等を継続して提供していた保育所や児童館などの児童福祉施設の職員に対し、5万円の応援給付金を給付する経費として、3,006万6,000円

を計上いたしました。

衛生費のし尿処理費につきましては、新し尿処理施設建設用地の地質調査に要する経費など、総額で1,100万6,000円を計上いたしました。

同じく衛生費の病院費につきましては、病院事業会計への繰出金として、1,951万2,000円を増額いたしました。

農林水産業費の農業振興費につきましては、米の生産者概算金の大幅下落に伴う農業者への支援として、1俵当たり640円を助成する主食用水稲減収対策事業費助成金に要する経費など、総額で1,191万7,000円を計上いたしました。

消防費の感染防止対策救急資器材整備事業につきましては、救急活動における感染症予防対策に必要な救急資器材などを購入する経費として、1,266万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主なるものについて御説明申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税として、5,140万3,000円を増額いたしました。

国庫支出金につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費補助金の計上など、総額で3億5,587万3,000円を増額いたしました。

県支出金につきましては、障害者自立支援給付費負担金の増額など、総額で3,694万3,000円を増額いたしました。

財産収入につきましては、市有地売払収入の増額など、総額で728万7,000円を増額いたしました。

寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の計上など、総額で102万1,000円を増額いたしました。

繰入金につきましては、東日本大震災復興推進基金繰入金として、1,075万6,000円を増額いたしました。

繰越金につきましては、前年度繰越金とし

て、1億3,579万円を増額いたしました。

諸収入につきましては、令和2年度後期高齢者療養給付費負担金返還金の計上など、総額で2,192万7,000円を増額いたしました。

市債につきましては、臨時財政対策債の減額など、総額で1億8,890万円を減額いたしました。

以上が、令和3年度三沢市一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

次に、議案第67号から議案第73号までの7議案は、特別会計等の補正予算であります、御審議の際に詳細に御説明申し上げたいと存じます。

次に、議案第74号三沢市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第78号三沢市農業集落排水処理施設条例及び三沢市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案は、行政運営上必要な条例の制定であります。

次に、議案第79号は、（仮称）浜三沢地区コミュニティ集会施設等整備事業建築工事請負契約の締結について、議案第80号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、御質問等に応じ、本職並びに関係部長等から詳細に御説明申し上げたいと存じます。

なお、ただいま御説明申し上げました議案のうち、議案第75号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第76号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案につきましては、本日御審議いただきますようお願い申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（小比類巻雅彦君） この際、お諮り

します。

ただいま一括上程した議案のうち、日程第13 議案第75号及び日程第14 議案第76号の2議案については、日程の順序を変更し、本日審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第13 議案第75号及び日程第14 議案第76号の2議案については、日程の順序を変更し、本日審議することに決しました。

お諮りします。

議案第75号及び議案第76号の2議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

---

#### ◎日程第13 議案第75号

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第13 議案第75号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山崎徹君） 議案第75号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この議案は、青森県特別職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案書の4ページを御覧いただきたいと思います。

はじめに、第1条の改正は、市長、副市長及び教育長の令和3年12月に支給される期末手当の支給割合を100分の160から100分の155に引き下げるものであります。

次に、第2条の改正は、令和4年6月及び12月に支給される期末手当の支給割合について、令和3年6月及び12月の支給割合合計を平準化し100分の157.5にするものであります。

なお、この三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の改正に伴い、三沢市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例においても、同様に期末手当の支給割合が改定されるものであります。

附則につきましては、施行日を第1条については12月1日からとし、第2条については令和4年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小比類巻雅彦君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 討論を終結します。

これより、採決します。

議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第75号三沢市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

---

#### ◎日程第14 議案第76号

○議長（小比類巻雅彦君） 日程第14 議

案第76号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山崎 徹君） 議案第76号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

この議案は、青森県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案書の6ページを御覧いただきたいと思います。

はじめに、第1条の改正は、12月に支給される一般職の期末手当の支給割合を100分の122.5から100分の117.5に引き下げ、また、再任用職員の期末手当の支給割合を100分の70から100分の65に引き下げるものであります。

次に、第2条の改正は、令和4年6月及び12月に支給される一般職の期末手当の支給割合について、令和3年6月及び12月の支給割合合計を平準化し100分の120に、また、令和4年6月及び12月に支給される再任用職員の期末手当の支給割合について、令和3年6月及び12月の支給割合合計を平準化し100分の67.5にするものであります。

附則につきましては、施行日を第1条については12月1日からとし、第2条については令和4年4月1日からとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小比類巻雅彦君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小比類巻雅彦君） 質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

なお、討論の通告がありますので、発言を許します。

奥本菜保巳議員。

○9番（奥本菜保巳君） 私は、議案第76号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回の条例改正は、12月の職員の期末手当について、県人事委員会の勧告により、0.05か月分を減額するため行うものです。

新型コロナ感染拡大による業績悪化で、民間企業のボーナス水準が公務員を下回ったためとしています。しかし、政府は、今回人事院から引下げを勧告された国家公務員のボーナスについて、新型コロナウイルス感染症で傷んだ経済への影響を考慮し、据え置く方針を示しています。

ボーナスの支給額算定基準日は12月1日です。引下げには、11月中の法改正が必要ですが、臨時国会は12月6日に召集される見通しで、12月のボーナスに勧告を反映しないことが確定的となっているということでした。

先般24日に、政府の閣議決定により、人事院勧告を尊重しつつも、令和4年6月のボーナスからの減額で調整するとしました。

今月12日、給与関係閣僚会議では、二之湯智国家公務員制度担当相が、新型コロナから回復途上にある経済にマイナスの影響を与えることを念頭に置いて対応することも重要と述べ、総務省は同日、政府の検討状況を注視し、適切に対応するよう求める通知を都道府県などに出し、担当者は地方公務員法で定める均衡の原則があると述べ、国を基本とした対応を地方自治体に求めたということです。

コロナ禍にあって、地域経済を支える消費者でもある公務員のボーナスの減額は、地域経済を考慮すればマイナスになるという見解が示されたのではないでしょうか。

また、むつ市では、職員のボーナスを据え置く決定をしたとの新聞報道がありました。宮下市長は、新型コロナ対応とワクチン接種、大雨災害対応などで業務負担が大きい

中、職員は卓越した働きをしてくれた。今は、コロナ禍からの景気浮揚の局面で、消費マインドを下げる減額は考えられないと説明しました。

三沢市でも、職員は長引くコロナ禍において、影響を受けた事業者や生活困窮者への対応、ワクチン接種では、休日も返上して業務に当たり、また、医療関係者や消防の救急隊は、感染リスクが高い中で業務に携わっていました。

以上のことを踏まえ、私は12月の期末手当減額のための当該条例改正に反対を表明いたします。議員各位の反対への御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（小比類巻雅彦君） 討論を終結します。

これより、採決します。

議案第76条は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小比類巻雅彦君） 起立多数です。

よって、議案第76号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決と決しました。

○議長（小比類巻雅彦君） 以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明30日及び12月1日は、議案熟考のため、本会議は休会となります。

次回本会議は2日で、市政に対する一般質問を行います。

本日は、これをもって散会します。

午前10時26分 散会